

九 祖母井定久書状（瀧田文書）

祖母井定久、那須氏に、那須領との境目で紛争が起つたが、那須氏には累年隔心なきことを誓う。

急度啓達、仍於御当境目、拙子召仕候者ニ、有無覺悟仁、慮外申候由、無是非次第候、内々兼日承候者、急与取扱可申候処ニ、於御当方悪名之衆被除故歟、爰許之悪名之者共、夜中罷除候、然間即刻彼奴原在所悉令放火候、扱又於此上も、屋形様御立腹相止為可申候条、愚領一村も二村も被揚放火様、御取成畢竟頼入候、如此申達も、累年奉対御当方毛頭不存無沙汰旨趣ニ候、其上結城・中久喜之御事も、御当方御同前ニ奉執候間、有如何様も、悪逆之者共取扱可申令逼塞候、愛岩八幡大（菩薩）口大明神御照覽、偽無之候、恐々謹言、

祖母信（祖母井信藏守）

（天正六、十一年頃カ）
三月十八日

御堀内（島山）

参

定久（花押）

【読み下し文】

急度啓達す。仍つて御当境目に於いて拙子召仕つか候者に、覺悟なき仁有り。慮外りよがい申し候由、是非なき次第に候。内々兼日承り候わば、きつと取り扱い申すべく候処に、御当方に於いて悪名の衆除かる故か。爰許あひゆるの悪名の者共、夜中罷り除き候。然る間即刻彼の奴原の在所悉く放火せしめ候。さて又此の上うへに於いても、屋形様御立腹相止み申すべきために候条、愚領一村も二村も放火を揚げらる様、御取成畢竟ひつじきよう頼み入り候。此の如く申し達すも、累年御当方ごとうかたに對し奉り毛頭無沙汰に存ぜらる旨趣に候。其の上結城・中久喜の御事も、御当方御同前に執り奉り候間、如何様に有るも、悪逆の者共の取り扱い申すべく逼塞せしめ候。愛岩八幡大菩薩・大明神御照覽。偽りこれ無なく候。恐々謹言。